

老の山公園トライアル・サウンディング募集要綱

1. 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共空間(公園・道路・河川・公共施設等)の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間等の今後の活用方針に活かしていくことを目的としています。市は公共空間に対する市場性やニーズ等を、また、利用者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験的な取組です。

2. 実施の背景・目的

老の山公園は市街地に近い立地条件と、広大な敷地面積、自然環境、抜群の眺望を有し、潜在価値が非常に高い公園です。しかし、現在の下関市の運営では、その潜在価値を十分に活かせておらず、収益性も乏しく管理負担の大きな公園となっています。

そこで、老の山公園の魅力と潜在価値を最大限引き出すため、民間活力導入による公園の有効活用を検討します。

検討にあたり、民間事業者が持つ優れたアイデア・ノウハウを、実際に老の山公園を利用していただきながら、対話を通じた市場調査を兼ねたトライアル・サウンディングを実施します。

3. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

民間事業者のメリット

- ・アイデアに対するニーズ、コンセプトがマッチしているかを確認できる。
- ・立地、使い勝手、必要な設備、投資額、採算性の感触を掴める。
- ・短期間の暫定利用から始めることで、少ないリスク負担で参入しやすい

下関市のメリット

- ・暫定利用を通じた民間事業者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できる。
- ・民間事業者の皆様からの提案(イベント開催等)により、公園の持つ潜在価値のアピールにつながり、更なる利活用の呼び水になる。
- ・民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができる。

4. スケジュール

日程	内容
令和5年9月14日～	募集要綱の公表・提案募集
令和5年10月1日 ～ 令和6年12月31日	トライアル・サウンディングの実施

5. トライアルサウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	事前相談申込書及び現地調査申込書により随時実施。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者から提案を受付。 提案時には9. 利用申請方法（1）書類提出に示すア. の書類を提出してください。
3	提案審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	審査結果通知	審査の結果について通知します。
5	使用許可	採用された提案について、9. 利用申請方法（1）書類提出に示すイ. の書類を提出し、事業実施に必要な使用及び減免の許可を受けてください。
6	暫定利用	提案内容に応じた前提利用を実施。
7	モニタリング・ヒアリング使用実績報告（レポート）提出	暫定利用中及び終了後に実施。 使用実績報告に記載していただく内容は、事業内容に応じて市で決定します。

・トライアル・サウンディングへの参加実績は、のちの市が都市公園等で行う公民連携事業に一切の影響を及ぼすものではありません。

6. 使用料について

提案が採用された場合は占有、行為に係る公園使用料について、下関市都市公

園条例第15条に基づき減免とします。電気・水道については実費を負担していただきます。

7. 参加資格条件等

(1) 参加者の条件

ア. 対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

イ. 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者

ウ. 暴力団等(下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)である者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

エ. 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。

オ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

8. 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・特許権等

ア. 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ. 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

ウ. 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

9. 利用申請方法

(1) 書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

ア. 申込時

- ・ トライアル・サウンディング利用申込書

※利用期間は、最短1日～最長1ヶ月程度とします。

※各種イベントが重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

イ. 利用決定後

- ・ 都市公園占用許可申請書もしくは都市公園内行為許可申請書
- ・ 公園使用料減免申請書

ウ. 利用後

- ・ (公園占用許可申請の場合)公園占用工事完了届
- ・ (公園占用許可申請の場合)公園原状回復届
- ・ モニタリング・ヒアリング使用実績報告 (任意様式)

(2) 事前相談等

ア. 事前相談

- ・ 提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ・ 事前相談を希望する場合はあらかじめ事務局へ電話又は応募フォームより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。

イ. 現地調査

- ・ 申請のために現地(施設)調査を希望する場合は、電話又は応募フォームより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。
- ・ 現地調査にあたっては、利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行うこととし

ます。

10. 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ア. 老の山公園に関するものであること。
- イ. 確実に実施できる利用内容であること。
- ウ. 公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- エ. 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- オ. 下関市都市公園条例第5条に掲げる行為でないこと。
- カ. 提案により公園利用者が平均1日あたり30人以上増加する計画で、達成が見込まれると市が判断するもの。
- キ. 公園使用面積が合計で30㎡を超えるもの。ただし、市長が特に認めるものを除く。
- ク. 老の山公園において、過去3年間の内にとり組まない内容であること。(キッチンカー単体での販売等)

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア. 政治的又は宗教的活動
- イ. 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- ウ. 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ. 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- カ. その他、本事業の目的に沿わないもの、又は市が本事業との関連性が低いと判断する活動

11. 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。

当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

(2) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、

市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

1 2. 申込先・連絡先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市 都市整備部 公園緑地課

TEL083-231-1933 FAX : 083-231-1919

Eメール : tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp